ベトナム国際結婚・概要書面

弊社サービスを利用する場合、この書面にある役務提供事業者との間で国際結婚概要書面を受諾し、入会契約を締結する必要が有ります

役務提供業者: 株式会社フォーライフ J A P A N・アジア国際結婚学院

代表者: 直井 邦夫

所在地: 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3丁目3-2

電話番号: 03-5289-8312

メールアドレス: info@forlife-japan.co.jp

提供するサービス

提供するサービスは、弊社登録のベトナム人女性の紹介業務・お見合い業務・婚約業務・交際フォローとなります。お見合での人数の制限はありませんが、婚約後のサポート、フォローは一人とさせていただきます。

提供する国内役務サービスの料金とお預かり時期(リモートお見合の場合)

国内役務サービス料金:1,506,000 円 (税込み)

海外国際結婚の場合は、国内・現地役務サービス料金以外の合計となります。

≪国内役務サービス料金≫※月会費は、初回6か月分の先払いとなります。7カ月目から月払いとなります。

		現地(非課税)	単価(課税)	支払い時期	
入会登録費用	事務費	5,000 円	33,000 円	入会申込	
月会費	会費	1,000 円	11,000 円	毎月	
リモートお見合	企画費	5,000 円	11,000円	見合申込	
交際管理費用	管理費	50,000 円	165,000 円	交際開始	
実家訪問渡航	管理費	50,000 円	165,000 円	実家訪問予約	
成婚料	成果報酬	400,000 円	550,000 円	成婚退会	
アフターサービス		0円	0円 成婚退会		

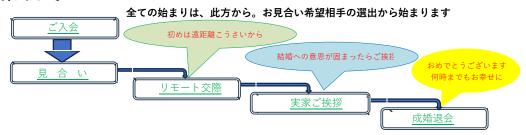
≪その他必要な料金≫

※現地通貨の為替レートは、0.05円/VNDで算出

※国際航空券・現地宿泊費用・日本国内移動費、渡航時の飲食、デート費用、お土産、海外旅行保険等

※国際結婚サービスに関連する費用は、全て銀行振込となり、振込手数料は会員様持ち

サービスの流れについて



お見合サービスについて

お見合サービスは、リモートとなり、現地渡航によるのお見合を希望する場合は追加費用を支払うことで、現 地見合いが可能となります。

お見合・交際について

お見合は、1名毎のお見合となります。お見合後の交際期間は、3か月となります。交際中は、お見合・交際について重複活動が可能です。お相手との交際については、2か月経過を目安に実家へのご挨拶を行って頂きます。 実家挨拶後で、結婚の意思を固めた以降は、複数お見合・重複交際は出来ません。男性会員の、お見合・交際に関して未実施での一方的なキャンセルは認められません。(ペナルティーが発生します)

サービスの提供期間について

サービス提供期間は、入会契約日から1年間となります。

サービス期間内に成婚退会がかなわない場合、会員の意思により継続契約が可能。

アフターサービスについて

成婚退会後、6カ月のアフターサービスが有ります。

アフターサービス期間中は、主に両国での婚姻手続き・在留資格取得・配偶者VISAの手続きに関する応援となります。アフターサービスにオプションサービスを希望される会員は、担当者にご連絡ください。

クーリング・オフについて

- 第1項 入会契約を締結された場合、入会契約書を受領した日を含む 8 日間は、書面又は電磁的記録により無条件に契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます)ができます申込(契約)者はクーリング・オフに伴う費用の請求、損害賠償、違約金等の負担義務は無く、弊社から請求されることもありません
- 第2項 前項に記載した事項に拘わらず、弊社が解除に関する事項について不実のことを告げる行為により 誤認をし、また、弊社が威迫をしたことにより困惑し、これによって契約の解除を行わなかった場合は、特定商取引に関する法律第48条第1項に定める書面を 受領した日から8日間は、クーリング・オフを行うことができます
- 第3項 クーリング・オフの効力はクーリング・オフの書面又は電磁的記録を発信したときから生じます クーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません クーリング・オフが効力を生じた場合、既に提供サービス料の全額、又は一部(提供サービス料内金)を支払っている時は申込(契約)者に速やかにその金額を返還致します クーリング・オフが効力を生じた場合、既に何らかの役務を提供していても弊社からこれについての対価その他の金額の支払いを請求されることはありません

中途解約のお知らせ

会員はベトナム国際結婚サービス入会申込契約書を受領した日から起算して8日間を経過した後は、理由の如何を問わず、将来に向かって契約の中途解約を行うことができます。

会員の希望により中途解約を行う場合、弊社は次にあげる項目に応じて各項目の金額を超える請求はいたしません。

- 1. 契約解除が役務提供開始後である場合、次の合計額
 - ①提供された役務の対価に相当する額とします。
 - ②解約に伴う損害金は、契約総額から既に提供された役務の対価を引いた残金額の20%か、政令で定められた上限額20,000円(消費税込み)のいずれか低い額とします。
- 2. 契約解除が役務提供開始前である場合の解約金は30.000円(消費税込み)とします
- 3. 中途解約時の預かり費用が有る場合、サービスの未消化分は返金となります
- 4. 既に実施済み・手配済みのサービスに関しての返金はございません
- 5. お相手と間に婚約または入籍手続きを行って居る場合、お相手に対しての対応は、会員個人が行うことになります

になります 弊社は会員の要望を考慮し、お相手との対応に対し助力をいたします。 お客様相談窓口・個人情報保護規程・会員規約は入会時の各書面に準じるものとします。

上記事項の説明を受け内容を了承し、ベトナム国際結婚概要書面(国際結婚対応)を受領しました。

記	人	日:西暦 2024 年	月	H	
氏		名:			ED

ベトナム国際結婚概要書面に記載されたお客様の個人情報は、お客様がこの概要書面を受理された時点で、弊社の個人情報規定を了承されたものとして利用させていただきます。